

合理的配慮の提供

障害のある学生が勉学や学生生活を送るうえで、支障をきたすことのないよう、個々の学生に応じ、必要かつ合理的な配慮及び支援を行う。

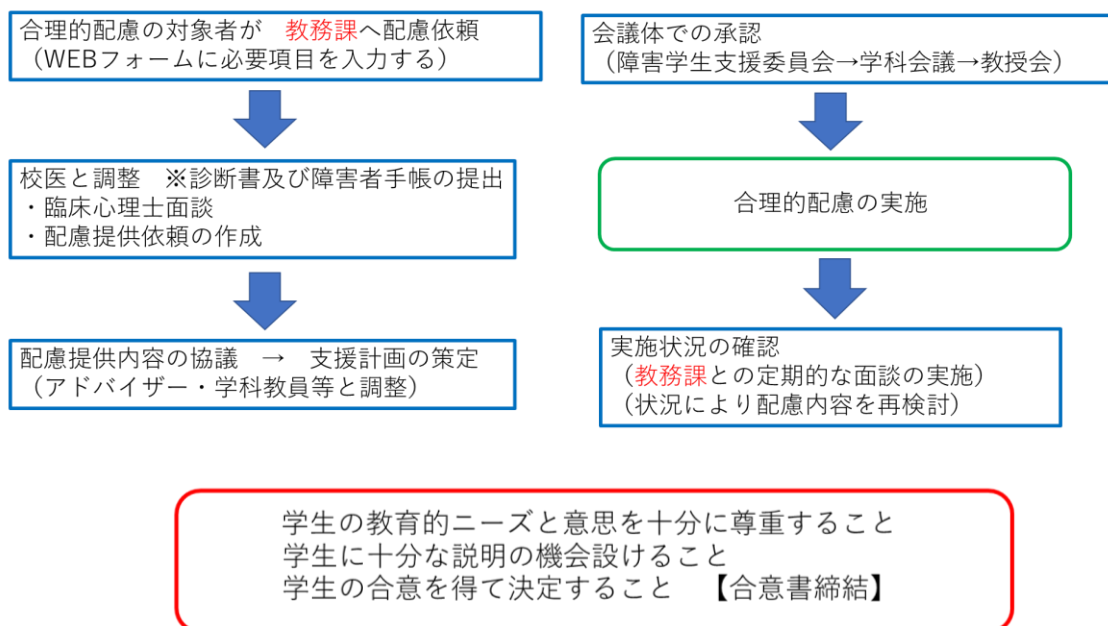
なお、合理的配慮とは、障害のある学生が大学生活を送るうえでの障壁をなくするために必要な変更及び調整で特定の場面において、個別に必要とされるものであり、障害のために通常の方法では、学修等が困難な場合、申請者（支援を必要とする人）と大学とが個別の事案ごとに検討を行い、対話を通して配慮内容を決定する。

配慮対象者

障害手帳を持っている人だけでなく、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、社会的制度や慣行等により継続的に日常生活または社会的生活に相当な制限を受ける状態にある場合を対象とする。

手帳を持っている者、病気として診断のついている者のみを対象とする。

合理的配慮の申請から実施までの手順



【合理的配慮 申込フォーム】

<https://forms.gle/6MNnCw2KwS9qC8Wk8>

障がい学生修学支援実績者数

年度	身体障がい	発達障がい・精神障がい	その他	合計
2016	1			1
2017	1			1
2018	1			1
2019	1			1
2020	1			1
2021	1			1
2022		1		1
2023		2		2
2024		2		2
2025		2		2

支援の主な内容（実績）

1. 聴覚の障がい等により授業がうまく聞き取れない場合は、UDトーク（音声の文字起こしアプリ）を利用できます。教員用のマイクとアプリのインストールされたiPadを貸し出します。
2. 障がいの特性等により、課題の管理が苦手だったり、人前での発表などができない場合は、状況や授業の性質に応じて適切な配慮を行っています。
3. 座席の配慮が必要な場合は、状況に応じて適切な配慮を行っています。
4. 発達障がい等により、口頭での指示が難しい場合、文書での指示を行っています。また、講義資料の配布も実施しています。